

きたしなの 税のたより

令和3年9月10日
第212号

発行人

信濃中野税務署管内青色申告会連合会
一般社団法人 信濃中野法人会
高水地区税務協議会
印刷所 中野市力ナ美術印刷

やまびこ広場の噴水



山ノ内町の湯田中渋温泉郷を流れる横湯川と角間川の合流地点に、町民憩いの広場「やまびこ広場」があります。人工芝の多目的広場では、毎年町民祭の夏まつりが開催され、屋内ゲートボール場や複合遊具などがあり、お年寄りから子どもまでみんなが楽しめる場所です。

そんなやまびこ広場に、平成31年4月、新たに親水施設ができました。直径約20mの円の内側に、四重の円の噴水がアーチ状に水を放射します。高さや吹き上がる時間などが変化し、子どもたちも大喜びです。親水施設は、7月8月は毎日、9月は土日祝日の9時30分から17時まで稼動していますので、ぜひお出かけください。

このほか新たにバーベキュー広場やスラックラインも整備され、ますます魅力がアップしています。

(山ノ内町)

**コロナ禍でも安心！
3密回避の簡単オンライン納税証明請求 ☺**

国税たより

Q1 オンラインで請求するのは難しいのでは？

- A スマホ、タブレット、PCで簡単に交付請求が可能です。
平日は24時間請求できます。時間を気にせず請求できます。

こちらから→



画面案内に従ってスイスイ！

Q2 オンライン請求の場合、納税証明書の受取方法は？

- A 税務署窓口で受け取ることができます。
また、電子証明書等を付与して請求すれば郵送での受け取りを選ぶことができます。（別途郵送料が必要）

Q3 請求してからすぐには受け取りに行けないのですが？

- A 受け取り日が指定できますので、ご都合の良い日に税務署へお越し下さい。

Q4 窓口での待ち時間が短くなると聞いたのですが？

- A 書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。

窓口での待ち時間が短くなり「3密対策」！

Q5 書面の請求と比べてお得になることはあるの？

- A 手数料が通常400円のところ370円です。

手数料がお得です！



便利なスマホからの
請求をご利用ください！

詳しくは 国税庁ホームページをご確認ください！



e-Taxホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス



県税たより**創業等応援減税のご案内**

～「創業認定申請」の受付期間を拡充～

長野県内で新たに中小法人を設立した場合、創業から5年間法人事業税を課税免除します。

先に県地域振興局商工観光課で「創業認定」が必要です。令和3年6月から受付期間が拡充され、創業2年目以降も「創業認定」が申請可能となりました。（ただし、創業5年目の属する事業年度まで）

概要

- 確定申告書の提出期限前30日までに「創業認定申請書」又は「新規開業認定申請書」を提出した場合、当該確定申告書の事業年度から創業5年を経過する日の属する事業年度までの間、法人事業税を課税免除

対象 (資本金1千万円以下の 中小法人)	税目	区分	内 容				
			1年目 以前の申請期間	2年目	3年目	4年目	5年目
株式会社、合名会社 合資会社、合同会社 企業組合	法人 事業税	創業 新規開業	R 3.6 以降の申請期間	全額課税免除	課税額の 2/3免除	課税額の 1/3免除	

※「特別法人事業税」は、課税免除対象外 ※審査の結果、認定されない場合あり。

○**創業:事業を営んでいない個人**が新たに長野県内に中小法人を設立して事業を開始すること。

※個人事業主からの法人成り、会社の分社化、営業譲渡、名義貸し等による創業は、対象外

○**新規開業:長野県外で事業を行う個人又は法人**が、以下のいずれかに該当すること。

- 県内に事務所又は事業所を有しない法人が、県内に中小法人を設立し、事業を開始した場合
 - 県内に事務所又は事業所を有しない中小法人が、県内に本社移転し、事業を開始した場合
 - 県内に事務所又は事業所を有しないで事業を行う個人が、県内に中小法人を設立し、事業を開始した場合
 - 事業の開始に伴い、県内に住所を有する雇用保険の一般被保険者である者を1名以上雇用すること。
 - 課税免除を受けるには、課税免除を受けようとする事業年度の終了の日まで1名以上雇用を継続していること。
- ※創業及び新規開業とも「性風俗関連特殊営業を営む法人」は対象外

市町村税たより**土地・家屋に異動があったときは、必ず届出を!**

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有する方に課税されます。次に該当する場合は、お住まいの市町村役場の固定資産税担当課まで届出をお願いします。市町村でも区域内の調査を行っていますが、適正な課税を行うためには皆様からの届出が必要です。本年中（12月末まで）の異動は、翌年度（令和4年度）の課税から反映されます。

〈届出が必要な場合〉

こんなとき	備 考
(1) 土地の利用状況が変わったとき	田から畠、宅地から駐車場などに変更した場合 ※固定資産を評価する上での地目は、その年の1月1日時点の現況地目によります。必ずしも登記地目とは一致しません。
(2) 家屋を取り壊したとき	本年中に取り壊した場合は、翌年度からは課税されません。届出がないと、滅失した建物が翌年度も課税対象として残ってしまうこともあります。
(3) 家屋を新築・増築したとき	担当者が家屋評価（現地調査）に伺いますので、ご協力をお願いします。
(4) 未登記家屋の所有者が変わったとき	登記がされていない家屋について、売買・相続・贈与などにより所有者が変更となった場合
(5) 家屋の利用状況が変わったとき	店舗を住宅にするなど用途を変更した場合

[問い合わせ] お住まいの市町村役場 固定資産税担当課

一般社団法人 信濃中野法人会 第9回 通常総会開催

令和3年度第9回通常総会が、去る5月27日に中野市の「柳長ホー
ル」において開催されました。

上程議案は5件で、令和2年度事業、令和3年度事業計画及び収支予算、令和4年度税制改正要望書の報告事項3件。審議事項として令和2年度財務諸表、役員改選の承認2件が、いずれも全会一致で承認され、小林博文氏が会長に再任され、小林会長2期目がスタートしました。

コロナ禍の中、御来賓も税務署と保険受託会社のみのご出席をいただき、例年行っていた総会終了後の「記念パーティー」は中止しました。

役員改選の状況は、次のとおりです。

一般社団法人 信濃中野法人会 役員名簿

令和3年5月27日改選

役 職	氏 名	法 人 名
相談役	小林 勇生	中野プラスチック工業(株)
顧 問	武田 俊男	(株) 武田
会 長	小林 博文	(株) コシナ
副会長	村松 茂樹	(株) 角口酒造店
"	西山平四郎	(有) 金具屋ホーテル
常任理事	藏谷 伸一	中野土建(株)
"	高木 和敏	(株) タカギセイコー
"	村石桂太郎	(有) 越後屋電器商会
"	羽田 吉彦	(有) 羽田甘精堂
"	宮崎 正毅	瑞穂木材(株)
"	篠田 秀人	(有) 篠田組
"	廣瀬 政之	(株) 廣瀬建設
会計理事	中條 和彦	信越木材(株)
"	河野 正徳	(有) 河廣屋
理 事	東 英司	(株) 北信エルシーネット

役 職	氏 名	法 人 名
理 事	永峯 昇	(有) 永峯農機具店
"	小橋 浩樹	(株) ふるさと石産
"	丸山 隆英	中沢建設(株)
"	上海 一徳	(有) 上海本店
"	藤巻 篤	(株) 藤巻建設
"	根食 猛	(有) ライフ
"	小田 孝志	(株) 池田商事
"	竹節 稔	(有) 志賀高原オリンピックホテル
"	森 隆美	(有) 森真商会
"	富井 義裕	(有) とみき漬物
"	櫻沢 俊一	栄村森林組合
"	竹内 耕治	(有) 信州農園
"	高柳 栄子	(株) 北誠商事
監 事	足立 本光	(有) 足立商店
"	中島 仁	(有) 中島電気商会

青色申告会 たより

青色申告会は、地域経済の発展を願い、個人事業者のためにさまざまな活動をおこなっています。ぜひ、会を活用して事業を発展させてください。

■青色申告会の税制改正運動

昭和24年5月、シャウブ博士を団長とする税制使節団が来日して日本各地を視察、日本税制報告書（いわゆるシャウブ勧告）が発表されました。その勧告により、記帳にもとづく適正な申告・納税をおこなう者の権利を保護する青色申告制度が翌25年から施行されました。多くの個人事業者が記帳や税の仕組みを学ぶために各地で集まり、青色申告会を結成しました。

■青色申告会の特長

全国各地の青色申告会は、綱領と会則にもとづき、会費を基本財源として、会員から互選されたボランティアの役員により運営されています。

綱領

1. われらは誠実なる青色申告者として税務の民主化と合理的な税制の確立を期す。

2. われらは青色申告を基礎とした中小企業等の経営合理化を図り国民経済の発展を期す。

3. われらは青色申告を通じ生活の改善を図り、国民福祉の増進を期す。

図表 近年の税制改正運動の成果
(年は制度改正決定時)

（平成22年度改正決定時）	
令和2(2020)年	・個人事業者の事業承継税制で対象資産拡大 ・小学校休業等対応支援金、国民健康保険の傷病手当金の対象に青色事業専従者が含まれる。
平成30(2018)年	・個人事業者の事業承継税制の創設
平成29(2017)年	・税務関係書類提出時の番号確認書類提出などの簡素化
平成28(2016)年	・マイナンバーを記入する税務関係書類の大大幅削減
平成27(2015)年	・国民健康保険の財政運営の主体が市町村から都道府県に移行
平成22(2010)年	・小規模企業共済制度への共同経営者(配偶者専従者、後継者専従者を含む)の加入 ・中小企業退職金共済制度への家族従業員のみでの加入

対して課税を公平にするよう、
青色事業主勤労所得控除の早期
実現を要望しています。